



鳥取県公報

平成17年10月18日(火)
号外第163号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則 (100) (行政経営推進課) 2

———公布された規則のあらまし———

鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例を設定し、及び米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正することにより、新たに鳥取県廃棄物審議会及び米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会を設置することに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県廃棄物審議会及び米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の担任する事務及び庶務を担当する機関をそれぞれ次のとおり定める。

附属機関名	担任する事務	庶務担当機関
鳥取県廃棄物審議会	(1) 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の規定による事業者と関係住民の合意形成に関する結果の審査等についての知事に対する意見の具申に関する事務 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可の申請又は届出の審査に関し知事が意見を求めた事項についての調査審議に関する事務 (3) 産業廃棄物の処理に関する重要な事項についての調査審議に関する事務 (4) 廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	循環型社会推進課
米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会	土地区画整理法の規定による換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について同法によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務	景観まちづくり課

(2) 施行期日は、公布の日とする。ただし、鳥取県廃棄物審議会に係る部分の施行期日は、平成18年1月1日とする。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第100号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																							
<p>(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)</p> <p>第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">附属機関</th> <th style="width: 50%;">担任する事務</th> <th style="width: 30%;">庶務担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td style="text-align: center;">景観まちづくり課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県開発審査会</td> <td>都市計画法第78条第1項の規定による同法第50条第1項に規定する審議請求に対する裁決その他同法によりその権限に属させられた事項を行う事務</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会</td> <td>土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第56条第3項の規定による換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について同法によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	附属機関	担任する事務	庶務担当機関	略			略		景観まちづくり課	鳥取県開発審査会	都市計画法第78条第1項の規定による同法第50条第1項に規定する審議請求に対する裁決その他同法によりその権限に属させられた事項を行う事務		米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第56条第3項の規定による換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について同法によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務		略			略			<p>(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)</p> <p>第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">附属機関</th> <th style="width: 50%;">担任する事務</th> <th style="width: 30%;">庶務担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td style="text-align: center;">景観まちづくり課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県開発審査会</td> <td>都市計画法第78条第1項の規定による同法第50条第1項に規定する審議請求に対する裁決その他同法によりその権限に属させられた事項を行う事務</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	附属機関	担任する事務	庶務担当機関	略			略		景観まちづくり課	鳥取県開発審査会	都市計画法第78条第1項の規定による同法第50条第1項に規定する審議請求に対する裁決その他同法によりその権限に属させられた事項を行う事務		略			略		
附属機関	担任する事務	庶務担当機関																																						
略																																								
略		景観まちづくり課																																						
鳥取県開発審査会	都市計画法第78条第1項の規定による同法第50条第1項に規定する審議請求に対する裁決その他同法によりその権限に属させられた事項を行う事務																																							
米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第56条第3項の規定による換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について同法によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務																																							
略																																								
略																																								
附属機関	担任する事務	庶務担当機関																																						
略																																								
略		景観まちづくり課																																						
鳥取県開発審査会	都市計画法第78条第1項の規定による同法第50条第1項に規定する審議請求に対する裁決その他同法によりその権限に属させられた事項を行う事務																																							
略																																								
略																																								

第2条 鳥取県行政組織規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関) 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。			(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関) 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。		
附属機関	担任する事務	庶務担当機関	附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略		環境政策課	略		環境政策課
略			略		
鳥取県環境影響評価審議会	鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号)第40条の規定による技術指針、方法書、準備書及び評価書に対する知事の意見その他の事項の調査審議に関する事務		鳥取県環境影響評価審議会	鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号)第40条の規定による技術指針、方法書、準備書及び評価書に対する知事の意見その他の事項の調査審議に関する事務	
鳥取県廃棄物審議会	鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(平成17年鳥取県条例第68号)第30条の規定による事業者と関係住民の合意形成に関する結果の審査等についての知事に対する意見の具申、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく許可の申請又は届出の審査に関し知事が意見を求めた事項についての調査審議、産業廃棄物の処理に関する重要な事項についての調査審議並びに廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調	循環型社会推進課			

	整に関する事項について の知事に対する意見の具 申に関する事務				
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年1月1日から施行する。